予防関係届出書類等の郵送による受付について

新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、当面の間、消防署等へ来訪せずに必要な手続きができるよう、届出書等の郵送による受付も行います。

1　郵送受付の対象となる届出等

手数料徴収が必要となる申請や証明事務を除く予防関係の届出等が郵便受付の対象となります。

※別紙　郵送による届出等が可能な予防関係届出書参照

2　提出書類

届出者の記入漏れや必要書類の添付漏れ等があると受付ができない場合がありますので、記入漏れがないよう確認してください。

3　返信用封筒を同封してください

副本等の返却が必要となる場合は、宛名を記載した返信用封筒に必要な切手（重さや大きさに応じた金額の切手）を貼付し、同封してください。返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、改めて返信用封筒を郵送していただくか来訪していただく必要がありますのでご了承ください。

4　連絡先の記入

提出部数の不足や届出等の内容に不備がある場合は、電話で連絡させていただきますので、連絡先を必ず記入してください。

5　その他留意事項

・郵送の場合、持参に比べると不明な点などをその場で確認できないため、受付や返信の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕をもって行ってください。

・消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。

・記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて郵送するか直接提出に来訪いただくようお願いする場合があります。

・ご不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

6　問い合わせ及び郵送先

〒９６７－０００４
福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙６５
南会津地方広域市町村圏組合　消防本部　予防課
電話番号　０２４１-６３-３１１７

別紙

郵送による届出等が可能な予防関係届出書

	届　出　書　等	部数
防火対象物関係	防火・防災管理者選任（解任）届出書	２部
	消防計画作成（変更）届出書	２部
	防火対象物点検結果報告書	２部
	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	２部
	管理権原者変更届出書	２部
危険物関係	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	２部
	危険物製造所等譲渡引渡届出書	２部
	危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	２部
	危険物製造所等廃止届出書	２部
	給油取扱所予防規程変更届出書	２部
	予防規程変更届出書	２部
	危険物製造所等設置者の住所・氏名・名称変更届出書	２部
	危険物製造所等軽微な変更工事届出書	２部
	火気使用工事届出書	２部
	危険物製造所等休止・再開届出書	２部
	危険物保安監督者選任・解任届出書	２部
	危険物取扱責任者選任・解任届出書	２部
火災予防条例関係	火災予防上必要な業務に関する計画提出書	２部
	防火対象物使用開始届出書	２部
	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー等設置届出書	２部
	燃料電池・発電・変電・蓄電池設備設置届出書	２部
	ネオン管灯設備設置届出書	２部
	水素ガスを充塡する気球の設置届出書	２部
	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書	１部
	煙火打上げ・仕掛け届出書	１部
	催物開催届出書	１部
	水道断減水届出書	１部
	露店等の開設届出書	２部
	道路工事届出書	１部
	指定洞道等届出書（新規・変更）	２部
	少量危険物・指定可燃物　貯蔵取扱い届出書	２部
	少量危険物・指定可燃物　貯蔵取扱い変更届出書	２部
	少量危険物・指定可燃物　貯蔵取扱い廃止届出書	１部

その他	改善（計画）報告書	１部
	自衛消防訓練実施通知書	１部
	工事中の防火対象物に関する消防計画書	２部
	旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書	１部